

税効果会計が自己資本比率に与えた影響と 早期是正措置の有効性について

M051850 小笠原 規 人

1. はじめに

金融機関の自己資本比率には繰延税金資産が全額考慮されているため、将来課税所得の見積り判断等によっては同じ繰延税金資産額が含まれた自己資本比率であっても、その「質」に違いが生じていると考えられる。このため、税効果会計導入前後における銀行の自己資本の構成の変化を調べるとともに、早期是正措置命令を受けた銀行の命令後における繰延税金資産の状況や収益力の変化等を分析することにより、早期是正措置が有効性に機能しているかどうかについて考察する。

2. 自己資本比率規制（バーゼル合意）について

2-1 国際決済銀行

国際決済銀行（BIS）は各国中央銀行間に及ぶ重要な国際的金融問題に関する政策を調整・協議する役割を担っており、当該機関によって決定される事項は世界の金融業界におけるデファクト・スタンダードとなっている。

2-2 自己資本比率規制の内容

自己資本比率は分子である自己資本を3つ区分し、また分母であるアセットは相対的なリスク度に応じて5つのカテゴリーに分類のうえでウエイト付けすること等により計算される。

3. 早期是正措置について

3-1 制度導入の経緯

金融機関の経営の健全性確保、破綻の未然防止及び金融機関が破綻した場合の処理コストの抑制等を目的として、平成10年4月より同制度が導入された。

3-2 措置の内容

自己資本比率の水準によって措置の内容が4段階に区分され、「業務の全部又は一部停止命令」以外の3つの措置内容とも、自己資本比率の水準を1年以内に適正水準まで回復することが求められている。

4. 税効果会計について

4-1 金融機関に対する制度導入の経緯

金融機関が抱える不良債権を積極的に処理させるための環境整備の一環として平成11年4月より同制度が導入された。

4-2 有税償却と税効果会計

税効果会計の導入により有税償却における「法人税の期ズレ調整」が解決されたため、金融機関の不良債権処理は促進した。

4-3 税効果会計の現状

過去の決算計数に基づき全国銀行における繰延税金資産の回収年数を推計した結果、日本公認会計士協会が定めている基準年数（5年）を上回る水準で計上がなされていたことが推察された。

5. 税効果会計導入に伴う地方銀行等の財務内容の変化の特徴について

5-1 税効果会計導入に伴う地方銀行等の財務状況の変化

地方銀行に比べて第二地方銀行の方が繰延税金資産比率の高い銀行が多い。

5-2 地方銀行及び第二地方銀行における繰延税金資産比率と業務純益ROEの因果性

これまでは地方銀行に比べて第二地方銀行のほうが繰延税金資産と業務純益ROEとの間の因果性は低い状況にあったが、直近では両業態とも一定の因果性が認められる結果となった。

5-3 早期是正措置命令を受けた地方銀行及び第二地方銀行の財務内容の特徴

被命令銀行における不良債権比率や繰延税金資産比率は、各業態の平均と比べて高い状況にあった。

5-4 命令後の自己資本比率と収益力及び繰延税金資産の関連からみる早期是正措置の有効性について

命令後、各銀行とも自己資本比率は回復しているが、その効果が収益力の維持・向上にまで及んでいない銀行が大半であると推察されたことから、早期是正措置命令を受けた自己資本比率の引上げは、単に第三者による自己資本増強による回復効果に留まっていると考えられる。また、命令後の自己資本比率と繰延税金資産に負の因果関係のある銀行がみられた反面、そうでない銀行も同程度見られたため、早期是正措置命令は必ずしも自己資本の質の改善にまで効果を及ぼしているものではないと考えられる。

6. 繰延税金資産の取扱いに対するこれまでの政府の検討状況

主要行においては平成18年3月末以降Tier I に占める繰延税金資産の割合を段階的に引き下げることとされたが、地域金融機関については措置が見送られた。

7. おわりに

今後、自己資本の充実とその質の向上を図っていくことは地域金融機関にとっても避けて通ることの出来ない「時代からの要請」である。